

渋谷キャスト スペース 使用規則

本使用規則の各事項をお守りいただけない場合には、使用中であってもご使用をお断りする場合がございます。

■使用申込と手続き

（１）仮予約手続

① 申込手続きはそれぞれ以下の日程より承ります。

スペース・ガーデン一体でご使用の場合 : 使用開始日１２ヶ月前の月の１日より

スペースのみご使用の場合 : 使用開始日８ヶ月前の月の１日より

② 「仮予約申込書」をご提出ください。

③ 「仮予約確認書」を当社（以下「施設管理者」という）から返信をいたします。その返信をもって仮予約完了といたします。

④ 仮予約期間は仮予約申込書を受理してから２週間です。

（２）使用申込手続

① 本使用規則確認の上、施設管理者が発行する「使用申込書」をご提出ください。

② 「使用申込書」をご提出いただいた時点で予約契約成立となります。

③ 予約契約成立時点よりキャンセル料の対象となりますので、ご注意ください。

（３）予約金のお支払い

① 予約金は基本料金の１００％です。請求書発行から２週間以内に当該請求書記載の指定銀行口座にお振込みください。

② 上記①の所定の期日までに予約金のお支払いが確認できない場合はキャンセルとみなし、使用申込書を無効といたします。予めご了承ください。

③ 時間外延長料金、付帯料金等の諸費用は、催事終了後、実績に応じた金額を請求いたします。請求書受領後、当該請求書記載の期日までにお支払いください。

④ 振込手数料につきましては、お申込者の負担とさせていただきます。

■使用料金

① 渋谷キャスト スペース（以下「当施設」という）のご使用に伴い発生する料金は、使用料（基本料金・時間外延長料金）および付帯料金です。金額については、当施設ホームページ（URL：<https://eventspace.shibuyacast.jp/space/>）に掲示する「渋谷キャスト スペース使用料金表」の通りです。

② 施設管理者が必要と判断した場合は、施設管理者指定の技術員が立ち会います。その費用については別途ご負担いただきます。

③ 準備、設営、リハーサル、撤去等でご使用の場合、１開催につき２日までを準備・撤去日料金といたします。３日目以降は本番日料金となります。

■使用時間

○基本時間 : ９：００～２１：００（終日）

① 使用時間には、準備、片付け等の一切の時間を含みます。

② ９：００より前または２１：００より後の延長使用の場合は、「渋谷キャスト スペース 使用料金表」に定める、超過

時間分の時間外延長料金を頂戴いたします。ただし、時間外使用は、事前に施設管理者の承認を得た場合に限りです。

- ③ 延長される時間帯によっては、施設管理者の深夜早朝交通費または宿泊費を請求いたします。
- ④ 夜間設営をご希望の場合、設営開始時間は施設管理者の指示を受けて設定していただきます。
- ⑤ 事前の申請により許可を得た時間を超過した為に他の使用申込者のイベントに支障をきたした場合は、その損害を賠償いたします。

■使用申込の変更および解約

使用申込書のご提出後、使用者側の都合により使用を取り消される場合（会場変更、日時変更を含む）は、キャンセル申請書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

また、下記の通りキャンセル料を頂戴いたします。

- ① 使用日の31日前までのキャンセル：使用申込日数分の基本料金（消費税等込）の50%相当額
- ② 使用日の30日前以降のキャンセル：使用申込日数分の基本料金（消費税等込）の全額相当額

※キャンセル時期に関わらず、使用の取り消しの時点で発生している発注物等については、別途キャンセル料等が発生する場合があります。

■使用の制限

以下の項目に該当する場合は、ご使用契約を取り消し、または中止させていただくこともありますのでご了承ください。その結果、使用者にいかなる損害が生じる場合があっても、当該損害が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は一切の責任を負いません。

また、この場合、ご入金済みの予約金については返金いたしませんし、予定される付帯料金等については請求させていただきます。

- ① 使用申込書の記載事項（使用者、使用目的、使用内容等）が実際とは異なるとき。
- ② 指定日までに予約金のお支払いが無いとき。
- ③ 当施設の使用権の全部または一部を第三者に譲渡または転貸したとき。
- ④ 本使用規則、その他施設管理者が定める規則等に違反したとき。またはこれらに基づく施設管理者の指示に従わなかったとき。
- ⑤ 関係官公庁より中止命令が出たとき。
- ⑥ 使用内容について、来館者、使用者及び当施設関係者の生命の安全の確保が約束されないと施設管理者が判断したとき。
- ⑦ イベントの内容が、風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業およびこれに類すると施設管理者が判断したとき。
- ⑧ イベントの内容が、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等に関するものであるとき。
- ⑨ イベントの内容に、参加者の意に反する署名活動、執拗な勧誘、キャッチセールス等の行為が含まれると認められるとき。
- ⑩ イベントの開催により、当施設使用後の原状回復が困難であると施設管理者が判断したとき。
- ⑪ イベントの内容が、渋谷キャスト内のテナントおよび施設関係者が提供する商品・サービス等と競合する内容で、かつ当施設の所有者及び施設管理者が不承認と判断したとき。
- ⑫ 政治、宗教活動等に関係するとき。

- ⑬ 公の秩序、善良の風俗を害したり、法律に違反するおそれがあるとき。その他、施設管理者が予約の取り消しまたは使用の中止が必要と判断したとき。
- ⑭ 他の使用者もしくは渋谷キャスト館内テナント・テナント関係者（賃貸住宅含）、または来館者・当施設周辺及び近隣住民等に迷惑を及ぼす恐れがあると施設管理者が判断したとき。
- ⑮ 下記、「反社会的勢力の排除」に抵触していると施設管理者が判断したとき。
- ⑯ その他管理運営上支障のあるとき、または支障が予測されると施設管理者が判断したとき。

■反社会的勢力の排除

- ① 使用者は、施設管理者に対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。
- ② 使用者が、反社会的勢力に属すると判明した場合、施設管理者は催告をすることなく、本使用を取り消すことができるものとします。
- ③ 施設管理者が、②の規定により、本使用を取り消した場合において、施設管理者はこれによる損害を賠償する責を負いません。
- ④ ②の規定により、施設管理者が本使用を取り消した場合において、使用者は、施設管理者ならびに当施設に生じた損害について賠償する責を負っていただきます。

■免責および損害賠償

（不可抗力による使用停止）

- ・ 天災、火災、その他不可抗力によって当施設の使用が困難になった場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

（緊急の事由による使用停止）

- ・ 当施設は行政機関により帰宅困難者受入施設として指定されているため、状況に応じて施設の一部または全部の使用を中止させていただく場合があります。この場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

（その他の事由による使用停止）

- ・ 当施設または渋谷キャスト全館の都合により、当施設使用の停止を求めることがあります。この場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

（その他の免責）

- ・ 事前の荷物の受取りに伴う荷物の中身の紛失、破損事故については、当施設の所有者及び施設管理者は一切の責任を負いません。ただし、当該紛失、破損事故が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合はこの限りではありません。
- ・ 展示品ならびに使用者及び第三者の所有物の盗難、毀損等による損害および来場者等の人身事故については、当施設の

所有者及び施設管理者は一切賠償の責任を負いません。ただし、当該損害、人身事故が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合はこの限りではありません。

- ・当施設の機材、設備等の故障により使用者が当施設を使用できない場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによる催事の中止に伴う損害については、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

（損害賠償）

- ・当施設内外の建造物、設備、備品を汚損、毀損、または紛失した場合、使用者はこれを原状に回復し、または、施設管理者が算定して原状の回復に要する直接および間接の費用の一切を賠償していただきます。なお、汚損、毀損、または紛失の事態が生じた場合は、速やかに施設管理者へご連絡ください。
- ・他の使用申込者もしくは渋谷キャストの館内テナントまたは来館者等に対して損害を与えた場合は、相手方が被った損害を賠償していただきます。なお、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は一切の賠償の責任を負いません。
- ・上記のほか、使用者が本使用規則に違反した場合は、これによる損害を賠償していただきます。

■使用前の打合せ

- ① イベントの内容によってはご使用をお断りする場合がありますので、事前打ち合わせ、下見等は施設管理者と綿密に行ってください。
- ② ご使用の 30 日前までに、施設管理者とスケジュール、プログラム、会場設営・撤去、設備等、詳細の打合せを必ず行ってください。
- ③ 外部業者をご使用の場合は、あらかじめ施設管理者と打合せの上、ご使用期間中は、その立会指示のもとに作業を行ってください。
- ④ イベントの内容に生演奏・音響システムを使用する場合は、事前に施設管理者にご相談ください。
- ⑤ ご使用の際、当施設内の施工がある場合は、施工図、仕込み図、電気配線図、施工業者・関連業者リスト、タイムテーブル等を施設管理者にご提出ください。
- ⑥ イベントに必要な事項については当施設でも手配が可能なものがございます。必要な場合は、事前打合せの際にお申込みください。
- ⑦ 渋谷キャスト館内でのポスター等の告知物は、告知場所、告知サイズ等を指定させていただきます。それ以外の館内での告知は禁止いたします。
- ⑧ 清掃や警備が必要な場合は、事前打合せ時にお申込みください。その際の実費はご負担いただきます。

■関係諸官庁への届出

ご使用の打合せが済みましたら、必要に応じて下記届出を所定の官庁へご提出ください。また、許可された届出の複写を 1 部、施設管理者にご提出ください。

〔届出の一例〕

- 音楽著作権の解除申請書 : 日本音楽著作権協会
- 飲食を伴う催事をする場合 : 渋谷区保健所
- その他 消防関係の各届出 : 渋谷消防署

■注意事項・その他

（管理責任）

- ・ イベント責任者を届出の上、催事期間中、責任者は会場に必ず常駐してください。
- ・ 諸道具類の搬出入および設営撤去作業は、壁面、床等に養生を行い、ご使用者の責任において実施してください。
- ・ 入場者の受付、人員整理、誘導、会場の警備・整理、控室等での事故防止は使用者側で責任をもって行ってください。

（禁止事項）

- ・ 危険物の持込みは禁止いたします。
- ・ 裸火の使用は禁止いたします。
- ・ 所定の場所以外での喫煙は禁止いたします。
- ・ 渋谷キャスト建物全体、付帯施設への原状回復困難な行為は禁止いたします。
- ・ 施工、搬出入の際、所定の場所以外への物品等の放置はご遠慮ください。
- ・ 施工品、商品、什器等の搬出入は、指定の搬入搬出ルートをご使用ください。なお、近隣の迷惑となる周辺道路等への路上駐車や違法駐車等はお断りいたします。
- ・ 他の使用者もしくは渋谷キャスト館内テナント・テナント関係者（賃貸住宅含）、または来館者・当施設周辺及び近隣住民等から苦情が入った場合には、イベントの中断・中止を指示する場合がございます。

（原状回復）

- ・ 当施設の原状回復は使用者側にて行っていただき、搬出・清掃終了後は施設管理者立会いの下、当施設内点検を行います。
- ・ 当施設および渋谷キャスト建物全体の汚破損がないよう、必要な箇所に養生を行い、ご使用者の責任において原状回復を行ってください。
- ・ 残置物が無きよう、原状回復を行ってください。万が一残置物があった場合は処分いたします。その際実費が生じた場合には、別途請求いたします。

（その他注意事項）

- ・ 盲導犬・介助犬・聴導犬以外の生体の持込みは衛生上、お断りさせて頂く場合がございます。事前に施設管理者までお問い合わせください。
- ・ 当施設内での火気の使用については、施設管理者までお問合せください。
- ・ 持込みパネルや幕類は、防災加工済みのものをご使用ください。
- ・ 持込み器具等は、ご使用者の管理のもとに、催事終了後は速やかに撤去してください。
- ・ ご使用後の付帯設備等は、施設管理者の指示に従い点検確認後、所定の収納場所にお戻しください。
- ・ ご使用後は、ご使用者側において清掃し、使用期間中に発生したゴミはお持ち帰りください。施設管理者で処理を承る場合は有料となります。また、飲食を伴うイベントの場合は、必ず来場者向けのごみ箱を設置してください。渋谷キャスト内のごみ箱に投棄する行為は強く禁止しております。なお、特別に清掃の必要が生じた場合には別途清掃費を申し受けます。
- ・ 渋谷キャストは複合施設のため、他エリアからの音漏れがある場合がございます。また、他エリアへの音漏れを抑えるため、施設管理者立会いのもと音量チェックを行い、必要に応じて音量を制限させていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ・ 渋谷キャスト内他施設の都合上、駐車場・搬出入用エレベーターの使用を調整させていただく場合がございます。

予めご了承ください。

- ・エレベーターカゴ内及び必要箇所については必ず養生を行ってください。
- ・防災上の避難導線は必ず十分な幅員を確保するようにして下さい。
- ・避難誘導灯、消火器、消火栓、避難口の扉などは施工物等で隠さないようにして下さい。
- ・搬出入に際しては、必ず事前に施設管理者と協議、相談の上、その指示に従ってください。
- ・イベント関係者は当施設のルール及び渋谷キャストの館内ルールに従っていただきますので、予めご了承ください。
- ・イベント関係者の飲食・喫煙は、所定の場所をご使用ください。
- ・非常事態にそなえ、使用前にあらかじめ非常口、消火器の位置、避難経路について確認を行ってください。
- ・当施設の保安全管理、防災・防犯および安全上の理由から、施設管理者が会場内に立ち入り、必要な措置を講じることがございますので予めご了承ください。
- ・イベント開催中にメディア等の取材を受ける場合には、事前に施設管理者の承認を受けてください。
- ・その他ご使用に関しては、施設管理者と協議、相談の上、その指示に従ってください。

(定型約款に関する規定)

(1) 本使用規則は民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、当施設の所有者及び施設管理者は以下の場
に、当施設の所有者及び施設管理者の裁量により本使用規則を変更することがあります。

- ① 本使用規則の変更が、使用者の一般の利益に適合するとき。
- ② 本使用規則の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

(2) (1) により、当施設の所有者及び施設管理者が本使用規則を変更する場合、本使用規則を変更する旨および変更後の本使用規則の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の 1 ヶ月前までに、当施設ホームページ (URL : <https://eventspace.shibuyacast.jp/space/>) に掲示し、または使用者に電子メールで通知します。

(3) 変更後の本使用規則の効力発生日以降に、使用者が当施設を使用したときは、本使用規則の変更に同意したものとみなします。

(2025年11月1日)